



掲載しきれないイベントの情報などは
下関市公式SNSで配信中！

11/
28

下関市手話言語条例 制定記念講演会 「手話の魅力」

障害者支援課 (☎231-1917)

手話をもっと身近に感じていただくための講演会です。手話の体験もできます。
手話通訳、要約筆記がつかます。

📅 11月28日(日)午前10時～正午 所 勝山公民館3階講堂

👤 赤井正志氏(山口県ろうあ連盟理事長) 定 100人(先着順)

📧 11月24日(水)までに、電話かファクス、Eメールで、☎(9時)を障害者支援課(☎222-3180、✉fkshogai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)へ。



11/
30
まで

新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金の申請期限延長

【電話相談窓口】☎250-6107 ※平日 午前9時～午後5時(11月30日まで開設)
障害者支援課 (☎231-1418)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を受けるためには申請が必要です。

📌 社会福祉協議会が窓口となっている総合支援資金の特例再貸し付けを終了した世帯や、不承認となった世帯(※生活保護受給世帯を除く)で次の要件をすべて満たすこと。

- ☑ 月額収入が①と②の合算額を超えないこと
 - ①市民税均等割非課税額の12分の1 ②生活保護法で定められている住宅扶助基準額
- ☑ 世帯の預貯金の合計額が①の6倍以下であること(ただし100万円以下)
- ☑ 以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ①ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ②就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

📌 支給額(月額) = 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円 ※支給決定審査後、最大3カ月

📌 受付期限 = 11月30日(火)

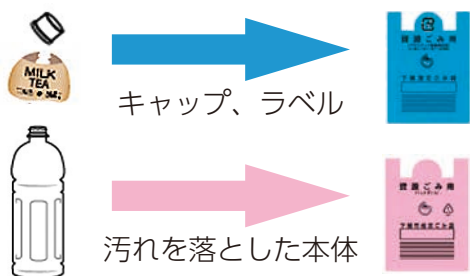
総合支援資金の特例再貸し付けが終了された方には、順次申請様式を郵送しています。

※市外から転入された方は、電話相談窓口へ問い合わせを

ペットボトルの再資源 化にご協力を

障害者支援課 (☎252-7165)

近年、ペットボトルごみの排出量増加に伴い、リサイクルできないものが増えています。家庭など身近なところからごみ分別をお願いします。汚いものやシールがはがせないものは、赤色指定ごみ袋「燃やせるごみ」で排出を。



家庭ごみは決めら れた時間までに

障害者支援課 (☎251-1194)

10月から旧下関市内の一部地域で、収集体制を変更することに伴い、これまでと収集時間が変わる地域があります。

ごみは毎朝午前8時30分までにごみステーションに排出するようお願いします。

収集した後に排出されたごみは次回収集日まで収集できません。
ご注意ください！

